

別 紙

埼玉県地域支援事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第123条第3項及び第4項に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び趣旨)

- 2 この交付金は、市町村（一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、それぞれアからウまでに掲げる事業を交付の対象とする。
 - ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）
 - イ 法第115条の45第2項各号及び法第115条の48に基づき、実施要綱別記2及び3により市町村が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号及び法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）
 - ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。）

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（※）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額から、令和4年2月4日厚生労働省発子 0204 第2号、社援 0204 第4号、障 0204 第1号、老 0204 第1号厚生労働事務次官通知の別紙「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（以下「重層的支援体制整備事業交付要綱」という。）に定める地域包括支援センターの運営に要する費用相当額、地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額及び生活支援体制整備事業に要する費用相当額（以下「重層的支援体制整備事業に要する費用相当額」という。）を控除した額を選定する。

（※）指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとするほか、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含むものとする。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等	12.5 / 100

	<p>から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2) 令和4年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1) 平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2) 令和4年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項6号に規定される経</p>	<p>及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>	
--	--	--	--

	<p> 過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額 </p> <p> ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 </p> <p> ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 </p> <p> ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び </p>		
--	---	--	--

平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。

※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和4年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。

なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。

<p>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</p>	<p>平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。</p> <p>なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>（ア）少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行令附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成 20 年厚生労働省告示第 31 号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。</p> <p>（イ）介護予防・日常生活支援総合事業を実施してい</p>	<p>包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費</p>	<p>19.25 /100</p>
-------------------------------------	---	--	-----------------------

	<p>ること。</p> <p>※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営</p> <p>25,000 千円 に 当該市町村の当該年度における 65 歳以上高齢者数を 4,500 で除した値を乗じた額</p> <p>※ ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合には 12,500 千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施</p> <p>930 円に当該市町村の当該年度における 65 歳以上高齢者数を乗じて得た額</p> <p>なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)又は(b)のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額</p> <p>(b) ①及び②の合計額を基準額として選択した年度(=移行年度)の前年度の任意事業実績額×当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び率</p>		
--	--	--	--

	<p>(注) 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率</p>		
<p>包括的支援事業(社会保障充実分)</p>	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>① 実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(a)及び(b)の合計額 (a)1,058千円 (b)3,761千円×地域包括支援センター数(注) <p>② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置及び協議体の設置 ・第1層(市町村圏域)8,000千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連</p>		

	<p>合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2層（日常生活圏域） 4,000千円×日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 <p>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置8,000千円 <p>※ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 10,266千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上事業 11,302千円 <p>※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗</p>		
--	---	--	--

	<p> じることとする。 ・認知症サポーター活動促進 ・地域づくり促進事業 4,529 千円 ※ただし、指定都市の場合 は、当該額に行政区の数、 一部事務組合及び広域連 合の場合は、当該額に構成 市町村の数を乗じること とする。 ④ 実施要綱の別記 3 の 4 に 掲げる地域ケア会議推進 事業 ・1,272 千円× 地域包括支援 センター数(注) (注) 法第 115 条の 46 第 1 項 に規定する地域包括支援 センターをいう。 </p>		
--	--	--	--

(交付金の概算払)

5 知事は、この交付金について、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）（以下、「処分告示」という。）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分告示に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 知事は交付申請書が到着した日から起算して原則として1月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 知事はこの交付金について、前条にかかる交付の決定を行ったときは、市町村の長に対し、別紙様式第5又は別紙様式第6により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、別に定める日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに知事に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

12 この交付金について、交付額の確定を行ったときは、市町村の長に対し、別紙様式第7により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

13 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について知事に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

15 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。

なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日付け健健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知）を参考とすること。

16 重層的支援体制整備事業を実施する場合には、4に定めるとおり、同事業に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。